



令和4年5月更新（申請期限にご注意ください）

春日市民のためのコロナ関連支援策

新規事業

*** 世帯への支援（追加分）**

（国事業）：令和4年度住民税均等割が非課税の世帯と令和4年度に非課税相当の収入となった世帯への臨時特別給付金

*** 令和3年度の非課税分、または家計急変分の支給を受けた世帯への再支給はありません。**

1 世帯当たり10万円給付1回（申請受付は令和4年9月30日まで）問い合わせ：コールセンター（092-707-8060）

*** 子育て支援（令和4年度分）**

（国事業）：低所得子育て世帯への生活支援特別給付金（各1回）



① 低所得のひとり親（児童扶養手当受給）世帯の児童1人当たり5万円

② 令和4年度住民税均等割が非課税世帯の児童1人当たり5万円

（春日市単独事業）：子ども応援給付金（1回）

1) ①②の世帯の子ども（18歳以下）へ支援金：1人当たり5万円

2) 上記以外の子どもへの支援金（所得制限無し）：1人当たり2万円

継続事業（国事業及び春日市単独事業）

1) 緊急小口資金・総合支援資金（社会福祉協議会 092-581-7225）

2) 住居確保給付金（社会福祉協議会）

3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（社会福祉協議会）

*** 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯が対象で、求職活動を行うなど条件がありますので、ご相談を。**

4) 買い物に困っている自宅療養者に対して、食料品や日用品の宅配支援が、春日市で行われています。



市役所(092-584-1111) 総務課総務担当

5) 生活保護：収入が安定するまでの短期利用、年金等の不足分利用など、だれでも条件に合えば利用する事ができます。

国のコロナ対応総合支援策はこちら→



→支援策つづき



学生さん向けの支援策はこちら→

*** 表面の総合支援策も利用できます**



生活上のお困りごとはありませんか？

コロナ禍で雇い止めによる失業や収入が激減した方、病気や廃業などによる失業で住居をなくすなど困った状況になっている方が増えています。

そのため、アルバイト学生さん、ひとり親世帯や失業中の方などの相談受付や、食糧支援も全国各地で行われています。

自己責任ではありません。早いうちに必要な手立てをとりましょう。困った時は、市役所(092-584-1111)や社会福祉協議会(092-581-7225)など公共機関をお訪ねください。

行くのがむずかしい方は、お電話ください。いつでも、ご相談を受け付けています。(090-8390-6222 よしい)

どんなことでも、専門家を交えて相談すれば解決策が見つかることが多いです。



法律に関する事、生活上の困りごと、市政への要望などお気軽に

無料法律・生活相談会のお知らせ

とき 毎月第4水曜日 受付(19時~20時半)

ところ 下白水北公民館(岩田屋サロンうら)

- * 法律関係は、かすが法律事務所長・伊黒弁護士が担当。
- その他、生活・環境・行政上の手続きなどの相談は、春日市議・吉居恭子が担当します。

お急ぎの方は、(09083906222・よしい)に、お電話ください。



秘密厳守